

軍政期南洋群島における内地観光団の実態とその展開 占領開始から民政部設置まで

立教大学大学院 観光学研究科 観光学専攻
千住 一

1. はじめに

第一次世界大戦に参戦した日本は、1914年10月にドイツ統治下にあったミクロネシア一帯を占領し、太平洋戦争までの約30年間にわたって当該地域を「南洋群島」として統治、支配した。この日本による南洋群島統治期間は、統治行政主体の違いによって二分される。一方は、海軍の強い影響下にあった臨時南洋群島防備隊(以下、防備隊と略す)による軍政期であり、この体制は占領直後から1922年3月まで続く。他方は、南洋群島が国際連盟の規定する委任統治地域化したことをうけて設置された南洋庁による南洋庁期であり、これは1922年4月から太平洋戦争まで続いた。本稿が取り上げる内地観光団(以下、観光団と略す)とは、南洋群島島民(以下、島民と略す)の実力者を参加者として、毎年1回日本本土を数週間にわたって観光するために組織されたものであり、日本による南洋群島統治期間中、ほぼ毎年実施された。

日本の統治下にあった南洋群島に関して、上記した両期を通じてある程度の研究成果が今日に至るまで蓄積されてきたが、他の日本統治地域のものと比較すると、その分量は相対的に少ないと言わざるを得ない。加えて、本稿が考察の対象とする観光団についても、その存在は既存研究のなかで断片的に指摘されてきたに過ぎず、一貫した研究対象としては扱われてこなかった。論を進めるに先立ち、南洋群島における観光団に関わるいくつかの知見を整理しておこう。

まず、今泉裕美子は、軍政期における観光団の成立について以下のように書いている。防備隊による島民統治方針は、島民を日本人化させ、日本に帰服させようとするものであった(今泉1993:52-53)。同時に、防備隊は南洋群島において広く見られる首長制度に注目し、島民の指導者的立場にある首長たちのあいだに親日感情を育成しようとした。こうした政策的背景にもとづき、島民有力者たちを直接日本に連れて行くという観光団が成立したのである(今泉1990:9・11、今泉1994:29)。また、1938年に南洋群島教育会が出版した

『南洋群島教育史』は、1915年と1917年にそれぞれ発布された観光団に関する条令を掲載するとともに、1920年を除く1915年から1935年まで毎年、観光団が実施されていると記述している(南洋群島教育会1938:346-355)。

このように島民統治政策の一環として軍政期に成立した観光団は、続く南洋庁期においても継続して実施された(今泉1994:29)。南洋庁から発行されていた『南洋庁統計年鑑』によると、観光団は『南洋群島教育史』が記した1935年以降も1939年に至るまで毎年実施されており(南洋庁『南洋庁統計年鑑』)、同じく南洋庁より毎年度発行されていた『南洋群島要覧』には、統治以来毎年、島民の実力者によって観光団を組織し、東京や大阪を観光させている、との記述が一貫して見られる(南洋庁『南洋群島要覧』)。周知の通り、南洋群島が委任統治地域化したことをうけ、この南洋庁期には、島民の福祉実現などといった義務が国際連盟より受任国である日本に対して課せられていた。今泉は、こうした事情を背景に、南洋庁は観光団を島民の福祉を実現するための政策のひとつとして位置付けていた、と指摘する(今泉2001)。

さて、先に、日本による南洋群島統治は軍政期と南洋庁期に大別されると書いたが、前者の軍政期については、1918年7月における民政部設置を境としてさらに二分することができる。そのため、本稿は民政部設置までの軍政期における観光団を考察の対象とした。すなわち、本稿は、日本による南洋群島統治のほぼ全期間にわたって実施された観光団のなかでも、1915年から1917年にかけて実施された第1回から第3回までの観光団を取り上げ、その成立、実態、展開について、観光団の背景としてあった島民統治政策との関係から論じようとするものである。それではその試みを、観光団の成立に大きく関わった軍政期における島民統治政策の整理から始めることにしたい。

2. 軍政期における島民統治政策の特徴

既述した島民統治に関する政策方針は、南洋群

島占領から数ヶ月後の 1915 年 1 月に制定された「南洋占領諸島施政方針」において早くも明文化されている。その総則第 2 条には、「施政ハ占領諸島土人ヲシテ我国ノ統治ニ帰服セシムル」(防衛庁防衛研究所所蔵『大正戦役戦時書類』16)とあり、島民の日本への帰服を目指すことが確認された。こうした統治目標を達成するために重要視されたのが、島民児童に対する教育制度である。

海軍が南洋群島を占領した後、各地で非公式ながら島民児童に対する日本語教育が行われていたが、1915 年 9 月の臨南防第 407 号に児童教育の主眼を日本語教育に置くことが明記され、同年 12 月には「南洋群島小学校規則」が制定されるなど、徐々に島民児童に対する教育制度が整備されていった。特に、後者の「南洋群島小学校規則」は、南洋群島各地に小学校を設置し、そこで島民児童に「国語」や「日本歴史」を教え、祝祭日には宮城への「遥拝」と「君ガ代」ヲ合唱することなどを定めるものであった(南洋群島教育会 1938 : 125-142、矢崎 1999 : 46)。こうした教育を通じた島民児童の日本人化は、「島民学校ハ島民ノ児童ニ皇恩ヲ感受セシメ国語ヲ教ヘ」という文言をその第 1 条に掲げる「南洋群島島民学校規則」が 1918 年 6 月に発布されることによって、軍政期においてより強化されていく(南洋群島教育会 1938 : 173-180、矢崎 1999 : 46-47)。

もうひとつの軍政期における島民統治政策の特徴として、首長制度への着目が挙げられる。防備隊は、南洋群島各地の慣習として存在していた、酋長を中心とする島民間における意思決定構造を自らの統治体系に取り込もうとした。つまり、防備隊は酋長たちを総村長、村長、助役などに任命し、彼らに人頭税の徴収や、簡易裁判の執行、警察犯処罰の代行といった業務を遂行させたのである(拓殖局 1922 : 11、南洋庁 1932 : 56)。そして、防備隊による島民有力者を利用した間接的な島民統治は、軍政期においてその規模を拡大していく。例えば、1918 年 6 月に成立した、島民に対する警察や行刑の事務補助を行う巡警を島民のなかから採用するという巡警制度などは、その端的な例であると言えよう(南洋庁 1932 : 173-174)。

3. 観光団の成立

これらの島民統治政策の特徴を踏まえた上で、次に観光団に関わる条令を見ていくことにする。先に記したように、『南洋群島教育史』には、1915 年と 1917 年に発布された観光団に関する条令が

掲載されている。前者は、1915 年 7 月から 8 月にかけて実施される第 1 回観光団に先立ち、同年 5 月に発令された「観光員選抜要領」(以下、選抜要領と略す)であり(南洋群島教育会 1938 : 347-348)、主に観光団への参加者や観光団の旅程について言及する内容となっている。

その第 1 項には、「観光員ハ成ルヘク酋長、名望家等実力アリ且誠実ナル者ヨリ選抜スルコト」とある。防備隊が、南洋群島の首長制度に注目していたことと、島民実力者のなかに親日感情を育成しようとしたことについては既述した。つまり、この条文は、観光団がそうした島民統治政策の延長線上に企画されたということを浮き彫りにすると同時に、観光団を島民統治政策の一環として位置付けていく。

続く第 2 項では、観光団への参加人数の上限が定められている。防備隊は、南洋群島をサイパン、パラオ、ヤップ、トラック、ポナペ、ヤルートの 6 つの行政区に分割して統治していたが、ここで、観光団への参加者は、各行政区より 3 名以内、ポナペ行政区に限ってはポナペ島より 3 名以内、クサイ島より 2 名以内と定められた。その他、各行政区より 1 名の通訳が一行に同行することが許可された。

観光団の旅程に関しては、8 月中旬に横須賀へ到着し、約 1 ヶ月間京浜地方を中心に観光した後、9 月中旬に横須賀より帰島する、という記載が第 3 項および第 4 項において見られる。その他、第 5 項が観光団の費用について言及しており、そこには、旅費は原則的に参加者による自弁であるが、それが困難な場合は各民政費より支払われることがある旨、明記されている。

さて、この選抜要領の制定を経て、1915 年 7 月から 8 月にかけて第 1 回観光団が実施されるわけであるが、その実態を整理する前に、実施直前の観光団を取り上げた新聞報道をいくつか確認しておこう。まず、7 月 3 日付けの『東京朝日新聞』は、「今度我国の領土となつた南洋各島にはチャモロ族とかカナカ族とか其他各種の人種が住んで居るが此等新付の民をして洽ねく王化に浴させたい、其れには各島各種族の重立者に内地訪問なさしめおくが今後の統治上にも非常に便宜が多からうという思つたからの思ひ付である」という海軍省谷口高級副官による観光団成立に関する談話を紹介している(『東京朝日新聞』1915 年 7 月 3 日 5 面)。

続く 7 月 14 日の紙面には、「今回の企図は土民中の重なる者仮令ば酋長、名望家等実力あり且常

識に富める者を選び親しく内地の風物に接せしめ文明の智識を注入して一般土民に吹聴せしむる為にして臨時南洋群島防備隊は如上の観光団を組織し」と、観光団を紹介する記事が掲載される(『東京朝日新聞』1915年7月14日5面)。すでに詳しく見てきたような、防備隊による島民統治の方向性およびそこでの観光団の役割といったものが、これらの新聞記事によって再確認されることは言うまでもない。しかし、後者の記事のなかで、「文明の智識を注入」、「一般土民に吹聴」とある点は看過できない。つまり、第1回観光団実施以前の段階で、島民実力者に「文明の智識を注入」することのみならず、参加者を通じた観光団の成果の一般島民への伝播をも、防備隊が見越していたことがこの記事から明らかになるからである。

それでは、こうした思惑を背景として実施に至った観光団は、いかなる実態を呈し、どのような変遷過程を辿っていったのであろうか。以降、3回にわたる観光団について、時系列的に見ていくことにする。

4. 観光団の実態と展開

本章では、1915年から1917年にかけて実施された、第1回から第3回までの観光団の実態について整理していくが、それらは該当期間中に発行された各新聞報道の内容にもとづいている。なお、

本稿では『大阪朝日新聞』、『大阪毎日新聞』、『国民新聞』、『時事新報』、『東京朝日新聞』、『東京日日新聞』、『読売新聞』の計7紙を参照した。また、各回の観光団参加者数の詳細については、〈表4〉を参照のこと。

(1) 第1回観光団

第1回観光団は、1915年7月28日から8月14日にかけて日本国内に滞在した。その行程をまとめたものが〈表1〉である。これによると、一行は横須賀に入港した後に東京へ移動し、8月2日から本格的な観光を開始しているが、その最初の目的地は宮城であった。その他、一行は海軍および陸軍関連施設、百貨店、各会社施設、大学、寺社などを見てまわり、活動写真や観劇、日光への日帰り旅行にも出掛けている。そして、東京観光が一通り済んだところで、横浜、横須賀、鎌倉を経巡り、14日に約2週間の滞在を終えて横須賀から出港する。

さて、観光団実施に際して防備隊が最も重要視していた参加者についての詳細であるが、まず、第1回観光団への参加者数は22名、その全てが男性かつ官費による参加だとされている。次に、行政区ごとの内訳を見てみると、トラック3名、ポナペ6名、ヤルート3名、サイパン3名、パラオ4名、ヤップ3名となっている。その肩書きにつ

表1 第1回観光団旅程(1915年)

月日	行動内容
7月28日	観光団一行を乗せた南海丸が横須賀に入港
8月1日	横須賀から東京駅へ移動、宿舎となる麹町の繁星館へ向かい、夕食後休養
8月2日	宮城、外務省、海軍省、日比谷公園、築地本願寺、札幌ビール会社、上野公園、青山御所を見物、九段上富士見軒にて夕食
8月3日	芝公園、愛宕山を見物後、三越にて昼食、報知新聞社を見物
8月4日	麻布三連隊を見物、築地水交社にて昼食
8月5日	世田谷野砲兵連隊、戸山近衛騎兵連隊を見物、夕食後自由行動
8月6日	小石川砲兵工廠、後樂園を見物、昼食後、靖国神社参拝、遊就館を見物
8月7日	上野駅から日光へ移動、東照宮を見物、日光発
8月9日	エビスビール会社、帝国劇場にて芝居を見物
8月10日	帝国大学見物後、水交社にて昼食、海軍参考館、浅草にて仲見世と活動写真を見物後夕食、銀座の夜景を見物
8月11日	自由行動
8月12日	横浜へ移動、横浜魚油会社、居留地消防団、山下町、弁天通、本町通を見学後、横須賀へ移動
8月13日	鎌倉へ移動、大仏、長谷寺、江ノ島、由比ヶ浜、鶴岡八幡宮、建長寺を見物、横須賀へ移動し、南海丸に宿泊
8月14日	南海丸にて横須賀より出港

出所 各新聞報道の内容より千住作成(2003年6月)

いては、酋長、村長、助役、大酋長、小酋長、大酋長の長男、大酋長の候補者などが 20 名、キリスト教教会関係者が 2 名と報じられている。また、期間中は海軍省関係者が観光団一行に随行していたようで、関係者の名前が頻繁に新聞記事に登場する。

この第 1 回観光団の実態を、先の選抜要領の内容と照らし合わせてみると、7 月から 8 月にかけて観光団が実施された点と、参加費が全て官費で賄われていた点を除いては、ほぼその規定が順守されていたと言ってよいだろう。特に、第 1 項において定められていた参加者の属性に関しては、上で示した通り、首長制度にもとづく島民実力者が観光団参加者のほとんどを占めている。また、日本に先立つスペインおよびドイツによる南洋群島統治時代に、キリスト教教会が一定の影響力を島民に対して持っていたという点を考慮すると、2 名の教会関係者も第 1 項の規定および防備隊の意図から大きく外れた人選であるとは言い切れない。よって、防備隊による島民統治政策を背景として成立した観光団は、第 1 回目からその意図を、特に参加者の人選の面において、十分に達成していたと判断することができよう。

(2) 第 2 回観光団

第 2 回観光団は、1916 年 8 月に実施された。その行程を〈表 2〉にまとめたが、一行の辿った足跡こそが、第 2 回観光団の大きな特徴のひとつとなっている。第 1 回と第 2 回の相違に注意しながらその詳細について見ていくと、まず、観光団一行は横須賀ではなく横浜へ入港している。その後は前回同様、東京へ移動し、宮城を訪れてから東京観光を開始する。一行の東京における行動範囲は、前回のものをほぼ踏襲しているが、前回よりも多く各学校を見てまわっている点、横須賀の海軍施設を 1 日かけて見学している点など、いくつかの例外も指摘できる。しかし、第 2 回観光団の旅程において最も注目すべきは、8 月 28 日に横須賀を出発して京都へ向かい、29 日に京都を、翌 30 日には大阪をそれぞれ観光した後、さらに門司まで移動してそこから南洋群島へと帰島している点であろう。その他、一行が 22 日に加藤海軍大臣、25 日に大隈重信首相、30 日に池上大阪市長といった要人たちと対面している点も、同様に見逃せない。

次に、参加者について確認しておく、この第 2 回観光団へは、前回の 2 倍以上に相当する 45 名の島民が参加しており、さらには、10 名の女性島

表 2 第 2 回観光団旅程 (1916 年)

月日	行動内容
8 月 16 日	観光団一行を乗せた御吉野丸が横浜に入港、船内泊
8 月 17 日	桜木町から東京駅へ移動、宮城、浅草で雷門、仲見世、活動写真を見物し、宿舎の繁星館へ移動
8 月 18 日	三越、日本橋、銀座を見物
8 月 19 日	雨のため宿舎にて待機
8 月 20 日	上野公園、帝室博物館、動物園を見物
8 月 21 日	農科大学、エビスビール会社を見物
8 月 22 日	海軍省にて加藤海相と対面、海軍参考館を見学後、水交社にて昼食、歌舞伎座にて芝居を見物
8 月 23 日	靖国神社参拝後、遊就館を見物、昼食後、本所林町の徒弟学校を見物
8 月 24 日	麻布三連隊、世田谷野砲兵連隊を見物
8 月 25 日	お茶の水の高等師範を見物後、早稲田にて大隈重信と対面
8 月 26 日	横須賀へ向かう
8 月 27 日	健康診断後、追浜にて海軍航空隊を見物、鎮守府にて昼食後、軍艦金剛を見物
8 月 28 日	横須賀海軍工廠を見物後、京都へ向かう
8 月 29 日	京都着、本願寺、西陣織物工場見学後、京都御所参拝、水利事務所見物後昼食、平安神宮参拝後、動物園見物
8 月 30 日	大阪着、大阪造幣局、大阪城、四天王寺を見物、昼食後、心斎橋、道頓堀を見物、市役所にて池上市長と対面、門司へ向かう
8 月 31 日	門司着、御吉野丸に乗船、船舶故障のため三日間碇泊の予定

出所 各新聞報道の内容より千住作成 (2003 年 6 月)

民がそのなかに含まれている。男女を合わせた民政区別の内訳は、トラック6名、ボナペ8名、ヤルート15名、サイパン3名、パラオ10名、ヤップ3名となっており、前回との相違が甚だしい。参加者の立場に関しては、「先年の観光団に比して稍上流の土人を以て組織され其中には総村長村長助役其家族等とカトリック教の土人宣教師等も含み居り」(『東京日日新聞』1916年8月17日7面)という記事が見られることから、既述した防備隊の意図は、この観光団においても達成されていた可能性が高い。また、官費による参加が37名、私費による参加が8名であると伝えられていると同時に、前回同様、観光団一行に海軍省関係者が随行したとの報道が見られる。

この第2回観光団の特徴は、近畿地方の観光と門司からの出港という旅程の地理的拡大や、参加人数の倍増と女性島民の参加といった事柄からも明らかなように、前回の観光団よりその規模を大幅に拡大している点にある。従って、第1回では概ね順守されていた選抜要領における規定は、早くも第2回の観光団で形骸化するという結末を迎えることとなった。さて、第2回観光団の実施から約半年後の1917年3月に、選抜要領の内容を改定する条令が発布されるが、その改定内容は、ここまで見てきたような過去2回の観光団の実態を十分に考慮したものであった。それでは、次に、その改定内容について検討することにしよう。

(3) 「内地観光団ノ件」

『南洋群島教育史』には、観光団に関わるふたつの条令が掲載されていると指摘した。すでに詳しく見てある選抜要領がそのひとつであり、もうひとつが、2回の観光団を経た1917年3月に交付された「内地観光団ノ件」(以下、観光団ノ件と略す)である(南洋群島教育会1938:350-351)。この観光団ノ件は、選抜要領における規定を大幅に改定するものであった。

まず、その第1項において、民政区ごとに定められていた観光団参加者の上限が、従来の3名以内から5名以内へと拡大される。続く第2項には、参加者に求められる属性などが記されており、「総村長、村長、地方名望家又ハ有力者」とあるのは選抜要領と変わらないが、「此等ノ者ノ子弟ニシテ小学校ヲ卒業シ、又ハ現ニ修業シ学業、体格、品行、優良ニシテ特ニ国語ニ通スル者」なる文言が追加されている。さらには、第3項において、第1項において定められた定員以外に、観光団参加

者は「其ノ妻及小学校卒業又ハ在学中ノ女子」を同行することができるとされた。

その他、選抜要領は観光団の旅程について言及していたが、この観光団ノ件にはそうした記載が見られない。また、選抜要領で認められていた通訳の同行であるが、第2項において明記されている学校教育経験者のなかから日本語を理解する者を選び、当該人物を観光団の通訳とする旨、第7項に記されている。そして、第8項は、希望者は自費によって観光団へ参加できるとした。

以上のような観光団ノ件の特徴は、いずれも過去2回の観光団の実態を考慮した改定内容であると判断できる。つまり、観光団ノ件は、参加者数の上限引き上げと女性島民の参加許可を明記し、目的地や渡航期間などといった具体的な旅程は提示せず、自費による参加希望者を別途募ることによって官費主体型への移行を示唆する。これらは、過去2回の観光団において認められた選抜要領とのあいだの齟齬を解消しようとするものであり、さらには、島民実力者の子弟を観光団参加者に加えようとした点は、防備隊が、現行の有力者のみならず、将来的に島民の指導者的立場に置かれるであろう人材にも注目していたことを浮き彫りにする。いずれにせよ、2回の観光団を経験した防備隊は、その実態を踏まえて選抜要領を観光団ノ件によって改定し、その結果、観光団の規模を従来よりも大幅に拡大する条令が整備されることとなったのである。

(4) 第3回観光団

上述した観光団ノ件における規定改正をうけた第3回観光団は、1917年7月に実施されている。実際の行動だけではなく、「予定」とされている部分も多く含まれているが、その行程をまとめたものが<表3>である。それによると、これまでの観光団のなかで最も早い7月4日に横浜へ入港した一行は、東京、横須賀、京都、大阪、神戸を観光した後、同月下旬に横浜から出港する予定であるという。東京、横須賀、京都、大阪における一行の行動範囲は、概ね前回の観光団のそれを踏襲していると言えるが、近畿地方の訪問先として神戸が追加された点、門司からではなく横浜から南洋群島へ帰島するとされている点が、前回と大きく異なる点であろう。さらに細かいところを見ていくと、13日の小学校、21日の高等小学校と、比較的若年層向けの教育機関への訪問が行程に含まれている他、一行は12日に奥田東京市長と対面して

いる。また、観光団には従来通り、海軍省関係者が随行した。

しかし、第 3 回観光団の特徴はその参加者の顔触れにあった。前回は上回る総勢 69 名が観光団に参加し、その内訳については男性 53 名女性 16 名、官費 45 名私費 24 名、社会的地位については「各島内の村長、助役、資産家、名望家」(『東京朝日新聞』1917 年 7 月 5 日 7 面)とそれぞれ報じられているが、そこには 9 名もしくは 10 名の小学生島民が参加していたというのである。しかも、そのうちの男子島民 1 名が一行の通訳を兼任しており、「金太郎」という彼の名前とともに、その様子が大きく伝えられている。

さて、こうした第 3 回観光団の実態を見る限り、そこには実施に先立って発令された観光団ノ件が大きく反映されていたと言わざるを得ない。つまり、約 10 名にのぼる小学生島民の参加は第 2 項および第 3 項の規定に、その小学生島民が通訳を兼ねているのは第 7 項の内容にそれぞれ依拠したも

のであるし、女性島民および私費島民の参加者数がいずれも前回のものよりも増加しているのは、それぞれの観光団への参加が第 3 項および第 8 項において許可されたことの影響であろう。また、観光団全体の参加者数拡大を裏付けていた第 1 項であるが、上記した参加者の内訳や観光団ノ件の各規定内容から勘案すると、各行政区 5 名以内とするこの規定は、早くも発布直後に実施されたこの第 3 回観光団において無力化していた可能性が高い。

5. まとめ

ここまで、1915 年 5 月の選抜要領、同年 7 月から 8 月の第 1 回観光団、1916 年 8 月の第 2 回観光団、1917 年 3 月の観光団ノ件、同年 7 月の第 3 回観光団と、日本統治下南洋群島のなかでも軍政期民政部設置までの期間に実施された観光団と、それに関わる各条令に対象を絞り、それらの実態や内容、展開について時系列的に検討してきた。最

表 3 第 3 回観光団旅程(1917 年)

月日	行動内容
7 月 4 日	観光団一行を乗せた船が横浜へ入港、東京に移動し、繁星館にて休養
7 月 5 日	宮城、浅草にて雷門、仲見世、活動写真を見物
7 月 6 日	上野にて博物館、動物園を見物予定
7 月 7 日	海軍参考館を見物予定
7 月 8 日	随意
7 月 9 日	近衛歩兵第一連隊、近衛騎兵連隊見物予定
7 月 10 日	野砲兵連隊を見物予定
7 月 11 日	遊就館、サッポロビール会社を見物予定
7 月 12 日	東京市役所にて奥田市長と面会、三越を見物、帝国劇場にて芝居を見物予定
7 月 13 日	農科大学、高等師範学校付属小学校を見物予定
7 月 14 日	南洋貿易会社による招待を受ける予定
7 月 15 日	随意
7 月 16 日	東京発の予定
7 月 17 日	追浜にて海軍航空隊見物、横須賀鎮守府にて昼食後、軍艦河内を見物
7 月 18 日	海軍工廠を見物、昼食後、京都へ向け出発
7 月 19 日	京都着後、桃山御陵を参拝、京都市公会堂にて昼食後、動物園、インクライン、東西本願寺を見物
7 月 20 日	東本願寺、西陣織物館、大丸呉服店を見物、昼食後、京都発大阪着
7 月 21 日	曽根崎尋常高等小学校、大阪造幣局、大阪城、市役所、市会議事堂を見物、昼食後、道頓堀にて活動写真、新世界、ルナパークを見物
7 月 22 日	神戸着後、布引瀧を見物、新開地聚楽館にて夕食後、活動写真を見物
7 月 23 日	川崎造船所、鐘紡工場、須磨動物園を見物予定、横須賀へ移動の予定
7 月 24-28 日	横浜より出港の予定

出所 各新聞報道の内容より千住作成(2003 年 6 月)

後に、軍政期南洋群島における島民統治政策と観光団の関係について、これまでの成果を踏まえてまとめておくことにする。

まず、防備隊の基本方針であった島民の日本への帰服と日本人化であるが、これは各観光団の行程に大きく影響したと考えてよいだろう。例えば、各観光団とも東京観光の最初の目的地は宮城であったし、その他にも天皇制と関係の深い場所を各地で訪れている。また、第1回観光団実施前の新聞記事に見られたような、防備隊が意図した日本の文明性の提示は、軍隊や教育、商業や産業といった制度化された日本の近代性を体現する場所が、各観光団の旅程に多く組み込まれていたという点に反映されていたと言えよう。

加えて、防備隊が島民の日本人化を進めるにあたり、教育制度を重視していたことについてはすでに述べた。例えば、1915年12月に「南洋群島小学校規則」が制定されているが、その後に実施された第2回観光団が前回よりも多くの教育機関を訪問したことの背景には、こうした島民教育をめぐる政策方針と制度の整備が存在していたであろう。同様に、第3回観光団が比較的若年層向けの教育機関をいくつか訪問したことと、その観光団に約10名の小学生島民が参加していたことは不可分の関係にあると言え、実際、高等小学校を訪れたのは小学生島民のみであった。

次に、南洋群島に固有の首長制度を防備隊が島民統治に利用していた点であるが、ここまで繰り返し述べてきたように、これは観光団参加者の人選に反映されていた。参加者の社会的地位を規定した選抜要領の文言は、他の規定が大幅に改定された観光団ノ件において温存されただけでなく、さらにその範囲を将来的な島民有力者にまで拡大するに至った。観光団に参加した島民に関する報道を見ても、概ねその規定を反映した顔触れが各観光団に参加していたようであるし、観光団ノ件で新たに言及された小学生島民が、直後に実施された第3回観光団に参加した点についても既述した通りである。

ここまで見てきたように、軍政期において島民統治政策の一環として成立した観光団は、島民を日本人化させるという統治方針をその行程に、南洋群島の首長制度に着目した防備隊の意図をその参加者に、それぞれ反映させながら回を重ねていった。そして、その背景には条文化された規定が存在し、第1回観光団の実施に先立って選抜要領が、第3回観光団を実施するにあたって観光団ノ件がそれぞれ発布され、各観光団のあり方に多大な影響をおよぼした。特に、後者の観光団ノ件は、規模の拡大によって無力化した選抜要領を、過去の観光団の実態に沿って改定しただけではなく、さらなる観光団の増長を実現するための文言をそのなかに盛り込んでおり、これらの試みは、直後に実施された第3回観光団において十分に達成された。

つまり、本稿において考察の対象とした軍政期民政部設置までの観光団は、成立の背景としてあった防備隊による島民統治政策の意図を保持しながら、かつそれを拡大させながら展開していったのであり、その過程には、これまで論じてきたような各観光団における実態の変遷や、それを裏付けていた規定とその改定が介在していた。そして、本稿の前半で整理したような、防備隊が南洋群島において島民教育制度や間接的な島民統治体系を次第に強化しつつあった当時の潮流と、こうした観光団の規模拡大傾向は、全くの無関係にあったとは言いきれない。

冒頭でも述べた通り、日本統治下南洋群島における観光団に関する研究は緒に就いたばかりである。本稿で取り上げた3回の観光団は、以後、約20回にわたって実施され続ける観光団の草創として位置付けられるのはもちろんのこと、今後、観光団の全体像や軍政期から南洋庁期にかけての観光団の変質過程を明らかにする上で、決して看過できない基礎的部分に相当しよう。しかし、それはまだ、山積する研究課題を乗り越えていくための、僅かな一歩にしか過ぎない。

表4 各回観光団参加人数

	総数(人)	男性(人)	女性(人)	官費(人)	私費(人)
第1回(1915年)	22	22	0	22	0
第2回(1916年)	45	35	10	37	8
第3回(1917年)	69	53	16	45	24

出所 各新聞報道の内容より千住作成(2003年6月)

【参考文献】

- 今泉裕美子 1990 「日本の軍政期南洋群島統治 (1914-1922)」 (『国際関係学研究』 17 別冊 : 1-18)
- 今泉裕美子 1993 「南洋群島委任統治政策の形成」 (『岩波講座近代日本と植民地 4 : 統合の支配と論理』 岩波書店 : 51-81)
- 今泉裕美子 1994 「国際連盟での審査にみる南洋群島現地住民政策 : 1930 年代初頭までを中心に」 (『歴史学研究』 665 : 26-40・80)
- 今泉裕美子 2001 「南洋群島委任統治における「島民ノ福祉」」 (『日本植民地研究』 13 : 38-56)
- 千住一 「軍政期南洋群島における内地観光団の成立とその実態」 (未公刊)
- 拓務局 1922 『南洋群島事情概要』 拓務局
- 逓信省通信局 1916 『南洋占領諸島概記』 逓信省通信局
- 南洋群島教育会 1938 『南洋群島教育史』 南洋群島教育会
- 南洋庁 1932 『南洋庁施政十年史』 南洋庁
- 南洋庁 1939 『南洋群島に於ける旧俗慣習』 南洋庁
- 南洋庁 『南洋群島要覧』 南洋庁 (各年度)
- 南洋庁 『南洋庁統計年鑑』 (各回)
- 矢崎幸生 1999 『ミクロネシア信託統治の研究』 御茶の水書房
- 該当期間の『大阪朝日新聞』、『大阪毎日新聞』、『国民新聞』、『時事新報』、『東京朝日新聞』、『東京日日新聞』、『読売新聞』
- 防衛庁防衛研究所所蔵『大正戦役戦時書類』 (各巻)

また、報告当日に各先生方より賜ったご指摘ならびご批判は大変有益であった。この場を借りて、厚く御礼申し上げたい。

【付記】

本稿は、太平洋学会第 12 回研究発表会 (2003 年 6 月) において筆者が行った研究報告「軍政期南洋群島における内地観光団の実態とその展開」を文章化したものである。よって、本稿の内容は、当日の報告内容および配布資料に依拠しているが、議論の範囲をより明確にするため、「占領開始から民政部設置まで」という副題を本稿において追加した。また、該当報告の内容は、千住 (未公刊) と重複する部分が多いことをお断りしておく。なお、史料を引用するにあたり、旧字を新字に改めた。

【謝辞】

本報告は、2003 年度立教大学学術推進特別重点資金「研究代表者 : 千住一、研究課題 : 軍政期 (1914 年-1922 年) 日本統治下南洋群島における内地観光団の展開と表象」による研究成果の一部である。

